

**三木市記者発表資料 (令和3年1月29日発表)**

担当部課名	担当長	担当係	電話番号
産業振興部 観光振興課	課長 荒池洋至 (内線 2204)	観光振興係	0794-82-2000 (内線 2207)

**タイトル****～ 市独自支援策として飲食店に 10 万円 ～  
三木市テイクアウト支援給付金を給付****内 容**

新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の影響を受けた市内飲食店事業者を支援するため、「三木市テイクアウト支援事業」を実施します。

事業内容として、店内飲食に加え、テイクアウトサービスを実施する場合に、その経費とともに事業の継続を支援することにより、事業者の新たなビジネスモデルによる業態変化を促すとともに、まちの活力を維持していきます。

- 1 申請期間** 2月1日(月)～3月1日(月) 午後5時必着
- 2 支給対象者** テイクアウトサービスを実施する市内の飲食店で中小企業等  
ただし、店内飲食をメインとしない店舗(デリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売、イトイン等)は対象外
- 3 給付額** 1店舗あたり10万円
- 4 申請方法** 申請期間中に、郵送により申請書や添付書類を提出する。  
※観光振興課の窓口でも受け付けします。

**セールスポイント**

新型コロナウイルス感染予防のための外出自粛により、集客が落ち込み、売上が減少した状況を踏まえ、テイクアウトサービスを導入・実施する飲食店を支援することにより、事業の継続を喚起し、官民一体となってまちの活力維持を図ります。